

特許 & 技術レポート

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2011-11

ハイライト：

特許審判院「審判便覧」改訂	1
サムスン、飛行モード特許でアップルに反撃	2
拡張現実技術の特許出願が活発	3
アップル、「Slide to Unlock」の特許を取得	4
半導体のチキンゲーム、サムスン電子のみ生き残るのか	4
機械・化学分野の特許権濫用を調査	5

HA & HA TOPICS



11月1日より、全相鉉(チョン・サンヒョン)弁理士が河合同特許法律事務所の副所長として新たなスタートをきりました。

全弁理士は、延世大学校工科大学電子工学科を卒業し、同大学院で博士学位を取得しました。

また、特許法院の技術審理官などを経て、特許審判院の審判官課長、首席審判官を歴任しました。

河合同特許法律事務所は、全相鉉副所長を迎えたことにより、訴訟関連の業務の強化など、弊所の業務の質が一層高まるであろうと期待しています。



特許制度

特許審判院「審判便覧」改訂

特許審判院は10月24日、特許審判の一貫性及び公正性を維持し、審判手続きを理解し易いように「審判便覧」を改訂したことを明らかにした。

審判便覧は、特許庁審判官の他に、審判の当事者と代理人にも審判手続きを知らせる、特許審判の実務手続きに対する指針書である。

今回の改訂版では、法令の改定内容追加の他にも、審決文を統一し、口述審理を活性化することに重点を置いている。

まず、2009年7月以降改定された産業財産権の法令及び

審判関連の制度改善事項を反映した。電子訴訟の時代を迎えて、審決文の電子送達制度が導入され、グリーン技術事件に対する拒絶決定不服審判が迅速審判の対象に追加されるなど、優先審判、迅速審判の対象が調整されるのに伴って、具体的な手続きを補完した。

また、審決文の形式及び用語を統一し、審判官毎の偏差をなくして、事件の基礎事実及び結論に至った理由を容易に把握できるように改善した。

さらに、昨年から口述審理が拡大しており、改定された規定と口述審理の実務も反映した。特に、口述審理のうち、言葉で審判請求の一部を取り下げる場合の処理手続きを追加し、紛争が早く解決できるようにした。

併せて、特許法院が設立された1998年以降に言い渡された大法院、特許法院の判決を中心に判例を追加し、同じ趣旨の旧判例は判例番号を併記、判例の流れが一目で分かるようにした。



大法院判例

事件：特許法院2011. 10. 12. 言渡2010HE04168 登録無効(特)

判示事項：ドセタキセル三水和物発明の記載不備及び進歩性の可否

判決要旨：

①化学物質に関する発明は、他の分野の発明とは異なり、直接的な実験と確認、分析を通じてなくては、発明の実体を把握しにくく、化学分野の化学理論及び常識では当然誘導されるであろうと思われる化学反応が、実際には予想外の反応で進む場合が多いので、化学物質の存在が確認されるためには、単純に化学構造が明細書に記載されているだけでは足りず、出願当時の明細書にその技術分野で通常の知識を有する者が容易に再現して実施できる程度に具体的な製造方法が記載されていなければならない、化学物質の製造工程が特に複雑であったり、有力な副反応を伴うなどの理由で、特許出願当時の技術水準から見て、製造方法に関する記載のみでは通常の技術者にとってその化学物質が製造されたかどうか疑わしい場合には、核磁気共鳴(NMR)データ、融点、沸点などの確認資料が記載されなければならない、そうでない場合は、これらの確認資料が必須に記載されなければならないことはないといえる。

②乾燥条件が本事件発明の「製造工程」に必ず含まれなければならない必須工程であるといえないので、乾燥条件を記載していないという理由で、明細書の記載不備であるとはいえず、本事件発明が出願当時の技術水準から見て、製造方法に関する記載だけでは通常の技術者にとってその化学物質が

製造されたかどうか疑わしいため、NMRデータ、融点、沸点などの確認資料が必ず記載されなければならない場合に該当しないと判示した事例。

③本事件発明の優先権主張日当時に既に同一の化合物が多様な結晶形態を有することができ、その結晶形態に応じて、溶解度、安定性等の薬剤学的特性が異なり得るということが医薬化合物の技術分野で広く知られており、医薬化合物の製剤設計のためにその結晶多形の存在を検討することは、通常行われることであるといえる。従って、通常の技術者は比較対象発明1でその無水物が公知となり、比較対象発明2でメタノールと水との溶媒化物が公知となったドセタキセルに対して、これらの方法を組み合わせることで、水和物形態の化合物を得て、これをカールフィッシャー法、熱重量分析法、X線回折分析法または核磁気共鳴法など公知の手段で分析して三水和物であることを確認し、本事件発明の構成を容易に導き出せる。

④本事件発明のドセタキセル三水和物化合物は、比較対象発明1のドセタキセルまたは比較対象発明2のドセタキセル・メタノール・水(1:1:1)の混合溶媒化物と対比し、化学構造が同一であり、単にその配列にのみ差のある物質であって、広い範囲で結晶形化合物に含まれるが、本事件発明の優先権主張日当時に既に医薬化合物の製剤設計のためにその結晶多形の存在を検討することは、通常行われることであるので、本事件発明のようないわゆる結晶形発明は、特別な事情がない限り、先行発明で公知となった化合物が有する効果と質的に異なる効果を有していたり、質的な差がなくても、量的に顕著な差がある場合に限り、その進歩性が否定されないといえ、このとき、結晶形発明の詳細な説明には、先行発明との比較実験資料までではないとしても、上記のような効果があるということが明確に記載されていてこそ、進歩性判断に考慮することができ、万が一その効果が疑わしいときは、出願日以降に出願人または特許権者が信頼できる比較実験資料を提出するなどの方法により、その効果を具体的に主張・立証しなければならない。

紛争

サムスン、飛行モード特許でアップルに反撃

サムスン電子は10月17日、東京とオーストラリア・ニューサウスウェールズの裁判所で「iPhone4S」を対象に特許権侵害による販売禁止仮処分を提起した。

サムスン電子が両国で侵害されたと主張している特許権は、オランダ、フランス、イタリアで提起した訴訟と同様に第3世代(3G)移動通信の標準特許である。

出願動向

3G標準特許の場合、既にオランダの裁判所でサムスン電子の特許権を認めた。オランダの裁判所は、サムスン電子が提起したiPhone4の販売禁止の仮処分申請は棄却したが、アップルにサムスン電子との交渉に誠実に応じるよう命じた。

◆サムスン、標準通信特許から機能特許へ拡大＝注目すべき点は、日本では移動通信の標準特許の他にアップルが攻撃の対象にしていた機能特許が含まれているという点である。サムスン電子が提起した機能特許は、「飛行機モード」として知られている機能である。

「飛行機モード」は、携帯電話においてスイッチ一つで全ての通信機能をオン・オフできる機能であって、飛行機で携帯電話の使用が禁止されてから、殆どの通信機器で必須機能として位置づけられている。アップルもまた、iPhoneとiPadの全製品にこの機能を使用している。

この特許は、飛行機モードに入る際に飛行機模様のアイコンを表示する特許である。アップルのiPhone、iPadの全製品をはじめとして、アンドロイドフォンにも飛行機モードに入る際に飛行機模様のアイコンを表示するようになっている。

機能特許の場合、該当機能を除いたり、迂回する場合は回避できる。サムスン電子もまた、アップルのフォトフリッキング(写真を指でスライドさせるときの発生する効果に関する特許)特許を侵害したという結論が下された後、新たに開発する製品ではこの機能を除いた。

飛行機モードのアイコン表示もまた特許権が認められれば、アップルはこの技術に対してロイヤリティを支払うか、機能を削除または回避する技術を開発しなければならない。

サムスン電子が標準通信特許ではない機能特許で攻撃に乗り出したのは今回が初めてである。これまで標準特許を中心にした本案訴訟に注力していたサムスン電子は、アップルの販売禁止の仮処分申請で負け続けており、使用できるあらゆる資源を投入しているわけである。

◆通信業界、訴訟が長期化すれば弁護士のみ得ることに＝しかし、両社の熾烈な特許攻防にもかかわらず、通信業界は近いうちに和解に至るであろうと見ている。米国ではアップルのデザイン特許が認められ、オランダではサムスン電子の3G標準特許が認められており、両社共に訴訟が長引くと、天文学的費用がかかり、損害がさらに大きくなるためである。

サムスン電子の関係者は、「これまで問題にしていなかった特許もまた、サムスン電子が武器として活用できるものが多い」とし、「3G標準特許を通じた本案訴訟以外にも使用できる資源を全て使用し、アップルを阻止する計画である」と述べた。

3D立体映像に関する特許出願増加

映像コンテンツ産業のキラードアプリケーションとして3D立体映像が浮上するにつれて、2次元の平面映像を3次元の3D映像に変換する技術開発が活発に行われている。

特許庁によると、最近5年間で3D立体映像の変換技術に関する韓国特許出願の件数は245件に達し、2006年41件、2007年40件、2008年49件、2009年54件、2010年61件と増加し続けていることが分かる。

出願技術別に見ると、TV、携帯用機器、セットトップボックスなどによって映像をリアルタイムに変換する技術が全体の半数に近い117件(47.8%)である。

また、既存の2D映像を3D作業を通じて非リアルタイムに変換する技術が92件(37.6%)を占め、純粋なハードウェア素子による3D変換が37件(14.7%)の順となる。

この中で、ソフトウェア的に3D映像に変換する非リアルタイム3D変換技術は、最近出願件数が急激に増加していることが分かった。

非リアルタイム3D変換技術の特許出願に関しては、中小企業が33件と最も多く、大学(15件)、サムスン電子(12件)、個人(9件)、韓国電子通信研究院(6件)の順となる。

また、中小企業、大学・個人の出願がこの分野の全出願の62%を占めていることが分かる。

特許庁の関係者は、「既存の2Dコンテンツを3Dに変換することが、3Dコンテンツを新たに作製するよりも時間や費用の面で有利であるため、非リアルタイム3D変換技術に対する出願が最近急増しているものと思われる」とし、「但し、今後3Dコンテンツの需要が増加して、関連の特許訴訟が発生する可能性もあるだけに、研究開発時に先行特許を徹底的に調査し、韓国内だけでなく、外国でも特許を支配しようとする努力が必要である」と述べた。

拡張現実技術の特許出願が活発

目で見える現実世界と、仮想のデジタル情報を重ねて一つの映像として見せる拡張現実に関する技術開発が活発であることが分かった。

特許庁は10月19日、拡張現実に関する韓国特許出願が最近

5年間(2006～2010年)で持続的な増加傾向にあることを明らかにした。年度別では、2006年は9件に過ぎなかったが、2007年26件、2008年34件、2009年56件と増加し続けている。特に、昨年は318件が出願され、前年に対して5倍以上急増した。今年上半年にも既に100件余りが出願されている。

これは、スマートフォンの普及が急激に拡散するにつれ、スマートフォンを用いた拡張現実技術の開発が加速化したためであると分析される。スマートフォンには、カメラやGPSなどが装着され、拡張現実を具現する最適の条件を備えている。

韓国内では、実際に映像上にコーヒー専門店の方向及び距離を示す「inedcoffee」、薬局の方向及び距離を示す「arPharm」、バス停留所の位置及び情報を示す「Bus stop」などがサービスされている。

特許庁の関係者は、「今後スマートフォンで活用できる拡張現実のサービスは爆発的に増えるであろうと予想される」とし、「これに関して知識財産権を確保するための企業の努力も増加していくであろう」と述べた。

電子・半導体

アップル、 「Slide to Unlock」の特許を取得

アップルのスライドしてロック解除する機能が米国特許を再度取得した。現在行われているサムスン電子などグーグルの 안드로이드陣営の端末機との特許侵害紛争に大きな影響を与えるであろうと思われる。

海外のマスコミは10月26日、米国特許商標庁(PTO)が10月25日付でアップルのタッチスクリーン用「slide-to-unlock gesture」の機能が再度特許を取得したことを報道した。今回認められた特許は、端末機の画面に見えるイメージに特定のジェスチャーを行うことにより、ロック解除するものである。

特許は2009年出願され、特許出願書に記載された技術発明者の中には、アップルのiOS ソフトウェア担当上級副社長であるスコット・フォーストールが含まれている。スコット・フォーストール上級副社長は、iOSソフトウェアの開発者のうちの一人でもある。

今回認められた特許は、アップルが既に取得した「slide-to-unlock gesture (U.S. Patent No. 7,657,849)」の特許と関連がある。今回の新規特許は、端末機の壁紙のイメージに対して特定のジェスチャー、即ちある位置に移動させたり、

決められた経路の通りに動くことにより、ロックが解除されるiPhoneの機能をいう。或いは、二つの組み合わせのジェスチャーも可能である。

このときのジェスチャーは、使用者により事前に設定されていないと見なければならない。事前に指定された通りにタッチスクリーンでイメージを動かしたり移動させるとき、端末機のロック状態が解除される技術に対する特許である。

この特許は、「ロック解除されたイメージに対してジェスチャーの遂行で端末機をロック解除する方法(Unlocking a Device by Performing Gestures on an Unlock Image)」という名称でU.S. Patent No. 8,406,721として認められた。

今回の特許取得により、グーグルの 안드로이드陣営、特にサムスン電子の場合、大きな影響を受けるであろうと思われる。

9月にソウル地方法院で開かれたサムスン電子とアップルの訴訟で、サムスン電子はこの機能に対して「2006年にスウェーデンのNeonodeが発表したN1の端末機に既にこの技術が適用されていた」とし、アップルのみの特許ではないと主張している。反面、アップルは「有機的に相互結合して機能する技術を分離、解体し、一部のみを比較している」とし、「ソフトウェア次元の発明を認めていない」と反駁した。

半導体のチキンゲーム、 サムスン電子のみ生き残るのか

ハイニックス半導体を最後に、世界の主要メモリ半導体のメーカーにおける第三四半期実績のアウトラインが出揃った。第三四半期の成績表は、「サムスン電子のみが生き残った」という言葉につきる。サムスン電子を除いた全ての半導体メーカーは莫大な赤字を出している。DRAMとNAND型フラッシュの価格下落の余波のためである。

ハイニックスは10月27日、実績公開を通じ、第三四半期に売り上げ2兆2910億ウォン、営業損失2770億ウォンをそれぞれ記録したことを発表した。同社が営業損失を記録したのは、2009年第二四半期以降九期ぶりである。売り上げは1年前に比べ30%、今年第二四半期に比べて17%減少した。営業利益は、昨年第三四半期(営業利益9240億ウォン)に比べ、1年で1兆ウォン余り減り、第二四半期(営業利益4470億ウォン)に比べては7000億ウォン近く減少した。ハイニックスの関係者は、「製品の出荷量は前期より9%増えたが、DRAMの平均販売価格は前期に比べ29%、NAND型フラッシュの販売価格は14%下落したことが実績不振の原因である」と説明した。

半導体価格の下落は、ハイニックスにのみ影響を与えたのではない。世界3位のDRAMメーカーであるエルピーダは、同日、ハイニックスよりもさらに衝撃的な第三四半期(エル

ピーダの会計基準では第二四半期)の実績を発表した。第三四半期の営業損失は実に450億円(6615億ウォン)に達し、第二四半期(営業損失585億ウォン)に比べ赤字規模が10倍も増えた。エルピーダの場合、ハイニックスに比べ、DRAMの比率がさらに高いため、価格下落の衝撃が大きかったと分析されている。

台湾のメーカーも状況はよくない。Nanyaは、第二四半期の2522億ウォンから第三四半期には3652億ウォンと営業赤字の幅が増えた。InnoteraとPowerchipも、第三四半期にそれぞれ2572億ウォンと2302億ウォンの営業損失を記録し、不振が続いている。米国のマイクロンは、第二四半期の2796億ウォンの営業黒字から第三四半期は赤字となったが、赤字の規模は570億ウォンで、半導体価格の下落に対する影響が少なかった。業界の関係者は、「マイクロンは2年余り前からDRAMの比重を縮小して、今年になってDRAMの比率を30%台に減らし、NAND型フラッシュやNOR型フラッシュなどに注力する戦略を推進してきた」と説明した。

これにより、第三四半期の世界のメモリ半導体業界でサムスン電子のみが唯一黒字を出したことになる。サムスン電子は10月28日、半導体部門において売り上げ9兆4800億ウォン、営業利益1兆5900億ウォンを出したことを発表した。第二四半期の営業利益(1兆7600億ウォン)に比べれば、やや減少したが、大差のない水準である。微細ナノ工程の比重を高め、モバイルDRAM、システムLSIなど高付加領域に集中した結果である。

市場では、第四四半期もサムスン電子を除いた残りのメーカーは赤字を免れることは難しく、マイクロンとハイニックスは、高付加製品の比重を増やし、赤字の幅を最小化することができると見ている。業界の関係者は、「半導体業界の勢力図は『勝者独り占め』を超え、相当期間『サムスンの独走』となるであろう」と予想している。

化学・金属・生命工学

機械・化学分野の特許権濫用を調査

公正取引委員会(以下公正委)が特許権者の競争者と取引しないことを条件に技術利用を許諾するなどの行為をした機械・化学分野の特許権濫用行為に対する実態調査に着手する。

公正委は、10月19日から12月21日までの二ヶ月間で、機械・化学業種の韓国内外の主要事業者31社(機械18社、化学13社)を対象に、特許権濫用実態に対する書面調査を行うことを明らかにした。

今回の調査で最近の特許紛争及びライセンス契約の現況を把握し、具体的な取引条件の妥当性を検討する計画である。また、市場進入の遅延などを目的とする不当な特許紛争合意、不公正なライセンス契約条項など、公正取引法違反の疑いを集中的に調査する予定である。

また、「調査表に基づいて書面調査を実施した後、必要であれば現場調査を推進するつもりである」とし、「書面調査の結果、公正取引法違反の疑いがある企業に対しては、追加調査した後、是正措置を下すつもりである」と述べた。

公正委によると、これまで業界では必要でない商品や技術を共に購入するように強制したり、特許権者の競争者と取引しない条件で技術利用を許諾した場合、特許切れ以降もロイヤリティを受ける行為など、特許ライセンスに関する不当な契約条件の事例が少なくなかった。

また、他の事業者の事業活動を妨害するために、不当に特許訴訟を濫用したり、関連市場の進入を遅らせるのに合意するなど、特許紛争の過程に不当合意や複数の特許権者がそれぞれ保有している特許を合わせ、相互間や第三者に特許権を行使する行為なども存在してきた。

その他に、技術標準に選定される前に関連特許を公正且つ合理的に実施すると確約した後、標準選定以降、これに反して特許権を濫用したり、技術標準化の過程で意図的に関連の特許情報を公開せず、選定以降に顕著に高いロイヤリティを賦課する行為もあった。

公正委は、特にこれらの特許権濫用の行為が対応力の弱い中小企業を相手にするケースが多いため、問題がさらに大きいと説明した。

また、「今回の調査は特許権濫用行為に対する社会的憂慮の拡散を反映し、昨年実施した製薬及びIT分野に対する実態調査の後続調査として開始されるものである」とし、「今回の実態調査を通じ、特に中小企業を相手にする特許権濫用の事例を摘発・是正することにより、中小企業の公正な事業機会を保障し、技術革新を高めるのに寄与するであろうと期待している」と述べた。

Intronbio、米国でバクテリオファージの基幹技術特許取得

Intronbioは10月25日、バクテリオファージの基幹技術に関する米国特許を取得したことを明らかにした。今回の特許はMRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)及びVRSA(バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌)などの多剤耐性菌を含む黄色ブドウ球菌の処置に効果的なバクテリオファージ技術に関するものである。

Intronbioの関係者は、「今回の米国特許登録技術は、Intronbioのバクテリオファージの基幹技術を構成する中核

特許技術の一つであって、産業的活用の根幹になる」とし、「現在、多数の中核特許技術が韓国で特許登録を完了しており、これに対応する海外出願の特許が引き続き国外で登録されるであろう」と説明した。

バクテリオファージは、細菌の細胞壁の構成成分であるペプチドグリカン (Peptidoglycan) を破壊し、細菌のみを特異的に死滅させる生物体であって、細胞壁のないヒトと動物には安全であり、細菌処置の効果に優れるため、抗生剤の概念を変えている、最近大きく注目されている生物資源である。

また、最近、バクテリオファージがヨーロッパ発EHEC(腸管出血性大腸菌)など化学抗生剤の治療が効果的でない抗生剤耐性菌の処置にも有用であり得るという点でも注目を浴びている。

Intronbioのカン・サンヒョン研究所長は、「我が社は300種余りのバクテリオファージの生物資源に基づき、多剤耐性菌を含む各種の細菌性疾患に対する未来の治療剤開発のための能力の確保に努力している」と強調した。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA & HAにお任せ下さい。

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(榮和B/D)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(榮和B/D)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr